

農政産業観光委員会会議録

日時 令和3年12月10日（金） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 2時23分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 鷹野 一雄
副委員長 大久保 俊雄
委員 河西 敏郎 山田 一功 浅川 力三 宮本 秀憲
山田 七穂 臼井 友基 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

農政部長 坂内 啓二 農政部理事 清水 一也 農政部次長 三井 一
農政部技監 中村 毅 農政部技監 武井 和人
農政部参事（農業技術課長事務取扱） 斉藤 修
農政総務課長 渡邊 喜彦 担い手・農地対策課長 功刀 徹
販売・輸出支援課長 石川 英仁 果樹・6次産業振興課長 塚原 卓郎
畜産課長 渡邊 聡尚 食糧花き水産課長 近藤 隆
農村振興課長 雨宮 真一 耕地課長 茂手木 知

公営企業管理者 中澤 宏樹 企業局長 高野 雄司 企業局総務課長 雨宮 俊彦
企業局電気課長 功刀 稔永 企業局新エネルギーシステム推進室長 宮崎 和也

産業労働部長 小林 厚 産業労働部理事 内藤 裕利 産業労働部次長 丹沢 竜
労働委員会事務局長 渡辺 真太郎
産業政策課長 山岸 ゆり 成長産業推進課長 若月 衛 産業振興課長 三科 隆人
労政雇用課長 渡辺 一秀 産業人材育成課長 入倉 由紀子
労働委員会事務局次長 深澤 恵子

観光文化部長 赤岡 重人 観光文化部次長 内藤 卓也
観光文化部文化振興監 村松 久 観光文化政策課長 小泉 嘉透
観光振興課長 三井 博志 観光資源課長 三嶋 豊博
世界遺産富士山課長 和泉 正剛 文化振興・文化財課長 河野 公紀

議題（付託案件）

- 第120号 国営土地改良事業負担金徴収条例中改正の件
- 第122号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件
- 第123号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

請願第3-5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第3-5号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、農政部関係、企業局関係、産業労働部・労働委員会関係、観光文化部関係の順に行うこととし、午前10時から午前10時18分まで農政部関係、休憩をはさみ、午前10時30分から午前10時53分まで企業局関係、休憩をはさみ、午前11時9分から午後0時23分まで産業労働部・労働委員会関係、休憩をはさみ、午後1時30分から午後2時23分まで観光文化部関係の審査を行った。

主な質疑等 農政部関係

※第120号 国営土地改良事業負担金徴収条例中改正の件

※第123号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について）

大久保副委員長 農の2ページのやまなし産地生産基盤パワーアップ事業について伺います。

ブドウも晩腐病の発生などからようやく立ち直りましたし、シャインマスカットも産地がどんどんふえていまして、需要と供給の関係で言えば、高収益化の持続が非常に懸念されるところであります。この事業は、産地競争力の強化を図るため、高収益化や低コストに向けた取り組みに対して助成するとのことですが、もう少し具体的に事業概要をお聞かせいただきたいと思えます。

塚原果樹・6次産業振興課長 この事業につきましては、まず、県が収益力の向上や生産基盤の強化に向けた実施方針を定め、これに基づき市町村が販売額を10%以上増加するなどの目標

を掲げた産地パワーアップ計画を作成いたします。この産地パワーアップ計画に施設の資材導入や農業機械等のリース導入などの農業者等の事業計画を位置づけ、国の承認を受けることにより支援対象となることが出来ます。補助率はブドウの簡易雨よけ用資材の場合、購入費の2分の1以内の助成が基本となっております。

大久保副委員長 市町村が産地パワーアップ計画を出すことが前提ということですが、具体的にどこの市町村になるのか。また、取り組みの経緯と内容も具体的にお聞かせいただきたいです。

塚原果樹・6次産業振興課長 今回は甲府市の農業者に対し支援するものとなります。甲府市ではブドウの生産安定と高品質化を図るために、ブドウの簡易雨よけ栽培の実証圃を設置いたしまして、県やJAと協力して雨よけ施設による品質向上と病害抑制の効果を検証した上で、農家向けの説明会を開催し、農家の理解の促進を図ったところであります。

この結果、5軒の農家が導入の意向を示したことから、産地パワーアップ計画を作成し、計画に位置づけられた事業計画に対し支援するものです。

取り組みの内容は5軒ともブドウの房などに雨がつかないようにする簡易雨よけ用資材の導入となります。

大久保副委員長 甲府市で5軒という説明がありましたが、例えば峡東地域など、ほかの市町村では雨よけ施設の導入は進んでいるのか、また、雨よけ施設の導入による具体的な効果と施設の導入を県全体にどのように推進するのかお聞かせください。

塚原果樹・6次産業振興課長 ブドウの簡易雨よけの施設の導入は、これまで6月補正、9月補正においても御審議いただき、御承認いただいたところであります。その中で、令和3年度につきましても、今回の甲府市のほか、これまで山梨市、甲州市、笛吹市、南アルプス市において予算を御承認いただいているところです。ブドウの簡易雨よけ施設の導入により、ブドウの粒が腐る晩腐病や葉やブドウの房が被害を受けるべと病の発生を抑制し、生産安定とともに玉張り向上などの高品質化の実現が可能となります。今後も各産地に対し、ブドウの雨よけ施設の導入効果を栽培の講習会や広報誌等を活用し、幅広く周知していきたいと考えております。現在、峡東地域を中心に導入が進んでいるところですが、県内ブドウ産地への普及促進により、生産安定と高品質化を目指して、本県果樹産地の維持発展を図ってまいりたいと考えております。

大久保副委員長 峡東地域の栽培面積は広く、また、自然相手ですから、晩腐病以外にもいろいろな病害が出る可能性がありますし、天候不順も想定されるので、タイムリーに状況を把握していただいて、生産量がダウンしないようお願い申し上げます。

塚原果樹・6次産業振興課長 今後も現場の生産状況と農家の方々の御意見等をしっかり聞いた上で、政策を推進してまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

主な質疑等 企業局関係

※第 122 号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件

質疑

(条例改正について)

山田 (一) 委員 まず、河川法に基づく許可ですが、何の許可をとったのか教えてください。

功刀電気課長 河川法の水利使用許可をとりました。現在は30年ですが、従来は10年。定期的に水利使用の許可を更新する必要がある、所定の手続きをしたものです。

山田 (一) 委員 河川法に基づいて国からの許可を受けたけれども、30年が今度は10年となって、更新の許可をとったということですか。

功刀電気課長 はい、更新の許可でございます。

山田 (一) 委員 更新の許可ということですが、常時水使用量の変更の許可をとったように読めますけれど、あくまで河川法に基づいて今まで30年間だったのが10年ということ、今後10年の許可をとったということですか。水量についても一緒に許可をとるのですか。

功刀電気課長 今回は今後30年の更新の許可をとりました。期間が長くなりましたので、許可をとる際に、常時使用水量の数字を算定した結果、その数字が変わったので、条例の改正をさせていただくという順番でございます。

山田 (一) 委員 山梨県の水力発電は非常に貴重な財産となっている状況の中で、発電の常時出力が約7割に減少するとのことで、最大出力は豊富に水があるときはそれなりにあると思いますが、これによる年間の総発電量はどうか変化するのですか。

功刀電気課長 常時出力につきましては、年間355日、おおむねこの数字以上は発電できるという数字でございまして、条例上は常時出力と規模の最大を示す最大出力が規定されていま

すが、今回変更になった常時出力は、年間おおむねこの数字だったら発電できるという数字でございまして、必ずしもこれが発電量と比例しているわけではございません。

ルール上、過去10年の平均から数字を決めていくので、前回の更新の際と今回の更新の際の過去10年間の平均流量が、たまたま今回は渇水が多かったため、計算の結果、減りましたが、あくまでも最大規模が減っているわけではないので、年間の総発電量につきましても、基本的に影響はないと考えられます。

山田（一）委員 そういうところを丁寧に説明しないと、いわゆる発電量が7掛けになるようなイメージになるし、御存じのように、ここで出した発電による利益が、例えば一般会計に繰り出しされるとか、いろいろなポイントになってきているので、あえて聞きました。

もう1点は、東電との電力受給契約において、渇水期の調整についてはどういう契約になっているのでしょうか。

功刀電気課長 東京電力と電力受給契約をしている内容の中で、渇水の際、どのように料金をお支払いいただくかという部分につきましては、今、2部制と言いますが、年間を通じて予定している電力量を、東電と申し合わせた数字のまま発電した場合は、予定の100%になりますが、それが渇水で減ってしまった場合は予定発電量の8割の収入は保証しますが、2割分は従量で減らしますという契約になっておりますので、予定よりも出なかった電力量の2割が料金収入に響くという仕組みになっております。

山田（一）委員 ここ数年は計画に達していないことが多かったような記憶がありまして、心配だったので、条例に反対ではなく、この機会に細かく聞いてみたかったのでお聞きしました。

私も何度か現場を見に行かせていただきましたが、やっぱり太陽光と違ってある意味、非常に自然に優しく、なおかつ一定量の頼りになる発電をしてくれているので、企業局の存在は非常に大事かと思えます。ぜひこれからも県民の負託に応えていただきたいと思えます。

山田（七）委員 先ほどの答弁の中で、たまたま渇水期が多かったから、10年、30年で算定すると平均水量が減ってしまうという答弁がありましたが、私も詳しくないのでよくわかりませんが、この水量の計算はそういうことなのでしょうか。

功刀電気課長 河川法の許可を得る際の国交省の指導に従って10年で計算しております。

長く期間をとれば平均されるので、前回の10年と今回の10年で数字が大きく変わることはないのですが、気候変動でだんだん気候が変わってくることを考えると、あまり長いスパンではなく、10年くらいで平均するのが適当であるとされております。

山田（七）委員 私が危惧しているのは、リニアの大井川水系の問題など、トンネルを掘ったことで水量が変わるのではないかという中で、この10年間の水量が前回と比べて減っていることをただの気候変動と捉えるのか、それとも何かほかの要因があるのか、次の年にはもっと水量が減ることになるかもしれない中で、水量が減る要因は、ほかには何

か考えられますか。

功刀電気課長　今回の10年間を、前回の10年間と比較すると減っていますが、それ以外の年をならして見ますと、水量自体が全体に減少傾向ということではなくて、長い目で見れば、大体同程度の水量になっております。たまたま今回の10年間の中に渇水があったという状況でございます。

山田（七）委員　私も山田一功委員と同じで、水力発電は再生可能なCO₂ゼロエネルギーということで、非常に重要であると考えています。そういった中で、この持続可能な水力発電を続けていくためには、やはり水量をしっかりと確保していくことが大前提だと思っています。ぜひそういったところを注視しながら、水力発電による発電量がしっかりと確保できるように尽力していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（温泉事業について）

大久保副委員長　石和温泉は湧出してちょうど60年で、老朽化が心配されています。自家使用や旅館の温泉に砂が混じっていたなどと聞くこともあります。老朽化に対する状況とその対応をどうとられているのか教えていただけますでしょうか。

雨宮総務課長　今年度から石和温泉管理事務所の敷地の中にありますポンプ室とボイラー室の改修工事を実施しているところでございます。

その工事の終了をもって、おおむね計画していた改修が済む状況で、今後につきましては、今のところは大きな工事は予定しておりません。加えまして、事務所から各旅館やホテルにお湯を引いている送配湯管につきましては、単独で敷設替えするとお金もかかるので、地元の笛吹市と協力しまして、その他の工事と一緒に埋設することにしております。こちらもおおむね90%は終わっておりますので、残りの10%を計画的に施工していく予定になっております。施設の老朽化に対する対応は、今のところそういった形でおおむね対応できている状況でございます。

大久保副委員長　老朽化すると漏水が生じてきますが、漏水率の数字は出ていますか。古くなれば必ず漏れが生じるし、市の上水道も2割ぐらい漏水率があるという状況で、もし数字が出れば教えていただけますでしょうか。

雨宮総務課長 漏水率についての具体的な数字を今は持ち合わせていませんが、今、敷設替えしている管につきましては、従来のものとは異なる漏水がないもの、あるいは耐震化された管を敷設することにしておりますので、それが90%程度終わっている状況で、ことしの4月からも特に漏水は聞いていませんが、その都度対応させていただいているところでございます。

大久保副委員長 随時、チェックいただけるということでよろしく願いいたします。もう1点、県営石和温泉は、数年前に口数に空きが出て、募集をかけたことがあります。当然、公営企業ですから、100パーセント近くで稼働する必要があると思いますが、そこら辺の状況はいかがでしょうか。

雨宮総務課長 昨年度、新規の顧客開拓について御指摘いただきまして、今年度初めに対象となる地区に対して、チラシを作成し、配布をしたところでございます。

区域が限られていることもございまして、なかなか新規の受湯者の確保が難しい状況でございます。要因として、1つは新規に契約する場合は、新規の契約についての契約料と、さらに配湯管から敷地の中の施設までの管の敷設については自己負担ということもあり、そういった経費的な負担もあって、なかなか新規の顧客が見つからない状況でございます。

加えまして、従来のホテルや旅館の皆さま以外に、福祉保健施設関係の業者さんについてもお湯を使っただけでないかということで、対象区域にある施設に私ども職員が直接お話をさせていただいたところですが、新しい契約にはなかなか結びついていない状況です。御指摘いただいておりますように、受湯者が少しずつ減ってきている状況に苦慮しているところですが、今後も温泉等のPRをする中で、引き続き粘り強く対応していきたいと思っております。

大久保副委員長 60年たつと、相続で行方がわからなくなったり、相続して2代、3代ということで、受湯者数や権利関係はしっかり把握されているのでしょうか。

雨宮総務課長 受湯者の数につきましては、正確に把握し、管理しているところでございます。委員から御指摘いただきました、例えば最初に使用名義になっていた方がお亡くなりになられて、その後の受湯権自体の相続人の手続きが適切にできていないところは若干ありますので、実際の受湯者に名義の変更ができるように、適宜対応しているところでございます。企業局総務課でも出先と一体となって適切に管理できるように随時対応しているところでございます。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

※第123号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(新型コロナウイルス感染症対策休業助成金について)

飯島委員 産の2ページ、新型コロナウイルス感染症対策休業助成金について、幾つかお伺いさせていただきます。今は沈静化していますが、第5波の感染拡大によって、本県でも多くの感染者が出たということで、今回の休業助成金の補正予算はそれによる申請の増加に伴い増額が必要になったと承知しております。これまでの申請件数と申請額の状況を教えてください。

渡辺労政雇用課長 12月3日現在の申請件数は1,158件、申請額は2,700万円でございます。

飯島委員 この2,994万円の補正額の算出根拠を教えてください。

渡辺労政雇用課長 まず、これまでの状況から今年度の感染者数の総数をおよそ6,100人、申請者数を1,656件と見込みました。これに、申請1件当たりの平均助成額3万6,000円を乗じた5,960万4,000円を今年度の年間所要額として算定し、当初計上額との差額2,994万円を補正額とするものでございます。

飯島委員 実績に基づいて計算されたことがよくわかりました。今後、第6波も心配されますが、この休業助成金はいつまで継続する見込みですか。

渡辺労政雇用課長 今後の感染状況によりましては、再拡大も懸念されますが、制度の継続につきましては、感染状況を注視しながら検討してまいりたいと思っております。

飯島委員 コロナによって本当にあすもわからないという中で、やはりフレキシブルに対応するのがいいかと思えます。この制度は、感染者・濃厚接触者が安心して療養できる感染拡大防止に非常に効果的な制度だと思います。県民からも助かったという意見も多く聞いておりますので、ぜひこれからも県民の立場に立ってしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

渡辺労政雇用課長 コロナにかかった方が安心して休業していただけるよう、感染拡大防止のために県民の立場に立ってしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

山田(七)委員 この休業助成金に関して、多くの方が利用していることが答弁で理解できました。この申請窓口は、どこになっているのでしょうか。

渡辺労政雇用課長 申請窓口は労政雇用課でございます。

山田（七）委員 コロナで休業しても公的な給付金が支給されない方々は、当然のことながら貯蓄も少ないでしょうし、その日を過ごすお金に苦労していると思いますが、申請をして、この助成金が給付されるまで、日数的にどのぐらいかかるのですか。

渡辺労政雇用課長 現在、申請が集中しておりまして、約3カ月お待ちいただいております。

山田（七）委員 申請が集中していて、なかなか業務的に忙しいことはわかりますが、やっぱりこういったコロナで休業された方にとっては、休業の1日分のお金がいただけないので、重要なお金になると思います。申請してから3カ月というのが、短いか長いかよくわかりませんが、1日でも早く申請された方々にしっかりとした支援が行き渡るように、ぜひ努力をしていただきたいと思います。今後、1日でも早く給付しようという何か取り組みみたいなものがあったら教えてください。

渡辺労政雇用課長 申請から支給まで3カ月かかってしまっている原因は、申請の不備が9割ぐらいで、申請者に修正を依頼する必要があるためです。不備の内容は定休日を対象にしてしまうなどの記載誤りや添付書類の不足などの基本的なことも多いのですが、1つの申請に不備が複数ある申請も多く見られる状況でございます。現在、第5波の感染拡大により、9月以降に申請が急増しており、これまでの職員体制では間に合わないということで、新たに会計年度任用職員2名を採用いたしまして、体制を強化して5名体制で対応しているところでございます。委員御指摘のように、県民の方に一刻も早く助成金が届けられますように、鋭意事務を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山田（七）委員 書類等の申請の不備があると答弁でありましたが、なるべく不備がないようなシンプルな形での申請手続の方法なども検討しながら、円滑な支給につながるように、ぜひともよろしく願いいたします。

渡辺労政雇用課長 申請の不備を減らす工夫につきましては、記載例を充実させる、チェックリストを作成するなど、鋭意取り組んでおります。委員の御指摘のとおり、できるだけシンプルな形で申請できればよいのですが、何分、公金でございますので、そのところは基本をきちんと押さえた上で、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第3－5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めることについて

意見

臼井委員 全国的に新型コロナウイルスの感染状況は小康状態にありますが、新たな変異株の広まりが懸念されており、雇用・経済は依然、厳しい状況であります。そのため、官民挙げて、雇用を守り抜くことが最優先課題であると思います。また、県内最低賃金については、28円の大幅な引き上げがなされ、10月から適用されているところであり、国においては、中小企業への最低賃金引き上げに対する様々な支援策も拡充されているところではあります。

よって、県民の意見を十分に聞き、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮しつつ慎重に判断する必要があるため、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(やまなし地域産業活性化プロジェクト支援事業費補助金について)

大久保副委員長 オミクロン株の流行で甲府駅前も私の地元の石和も、この時期は一番忙しいはずですが、がらがらということで非常に危機感を持っております。地域経済の低迷打開策ということで、私も委員会でいろいろ問いただしてきているところですが、状況がまことによろしくありません。県も矢継ぎ早にいろいろな支援策や補助策を打ち出していますが、9月補正予算において、県内の消費喚起、需要拡大のため、やまなし地域産業活性化プロジェクト支援事業を立ち上げました。これは、10分の10の補助ということで、まさに地域の団体、業界へのフォローアップに最適な事業だという認識で幾つかお伺いさせていただきます。この事業の目的、対象事業、補助金額、予算、事業の概要をもう一度原点に戻ってお伺いさせていただきます。

若月成長産業推進課長 この事業は、コロナの影響で落ち込んだ県内経済の反転攻勢が目的でございます。また、対象事業については県内の事業者が行う新たなイベントやキャンペーンなど消費喚起、需要拡大につながる取り組みを対象事業にしております。補助率は、委員御承知のとおりで、1団体当たり300万円が上限ということで設定をさせていただいております。予算額については、事務局経費を入れますと、1億1,000万円で、事務局経費が500万円ですので、実際の事業経費は1億500万円で、この予算で9月議会

において御承認をいただいているところでございます。

大久保副委員長 これまでの申請状況と採択状況、また、予算執行の見通しと進捗状況をお聞かせください。

若月成長産業推進課長 これまで10月から3回公募をさせていただき、3回の公募で延べ45団体から申請があり、36団体の事業の採択をさせていただいたところでございます。予算の執行状況ですが、事業費1億500万円に対しまして、9,218万9,000円を交付決定しているところで、執行率とすると約88%という状況でございます。

大久保副委員長 まだ枠も残っているということで、事業期間は2月10日ですよね。私もいろいろな団体や企業から相談を受けていますが、書類審査の手続が非常に煩雑で、いい企画でも、書類がうまく書けず、内容を詰め切ることができないまま申請して採択されなかったという状況が何件かある中で、こういった状況をどう分析されておりますか。

若月成長産業推進課長 これまで45団体から申請があったところですが、委員の御指摘のとおり、事業に対する意欲が非常に高い団体が多いと感じております。一方で、恐らく事業期間など公募のスケジュールも非常にタイトでやってきているためだとは思いますが、申請書だけではなかなか内容が判然としないとか、また、任意団体も申請者として対象にしていますが、要件である10の団体、10社と一緒にやるというところまで行かずに要件を満たさないとか、いろいろなものがございます。ただ、我々県としての考えは、いい企画であれば、ぜひ消費喚起等々に結びつけていただきたいというところですので、単に不採択という対応ではなく、ここはこういうふうにしたほうがいいのか、ここはほかの団体さんに声をかけて、一緒にやったらどうかとか、できるだけ次の公募で再チャレンジをするように促していく対応をとっているところでございます。

大久保副委員長 まだ見込みに達してないということで、全額執行に向けて、今後の公募スケジュールが決まっていればお聞かせください。

若月成長産業推進課長 予算枠に対し、まだ1,200万円ほど余裕がある状況でございます。このため、現在、第4回目の公募を12月2日から行っているところでございます。今月の20日に審査を行う予定としております。事業期間が2月10日までと設定させていただいておりますので、恐らく今回の4回目ですべて最後になるかと現在のところは考えています。

大久保副委員長 採択に当たり、どういう審査をされているのか。どういう基準で、具体的にどのような事業が採択されたのか。また、採択された団体に県はどのような期待をお持ちか、お聞かせください。

若月成長産業推進課長 まず、どんなところを審査しているのかということでございますが、消費喚起、需要拡大が本事業の目的でございます。これをできるだけ効果を高めて実施していただ

くことが一番であると思っております。このため、多業種、複数の地域・団体間で連携をしていただくことで、相乗効果・波及効果が高いものを採択していく、そのような審査をしているところでございます。2つ目が、どのような事業が採択されているのかですが、団体別で見ますと、観光団体が9件、ワインや日本酒などの業界団体が8件、あとは商工会、商工会議所、商店街が8件、その他の地域活性化団体が11件で、36件の採択となっております。具体的な事業とすると、さまざまなものが出てきております。特徴的なものを何点か御紹介させていただきますと、4つの団体が連携をしまして、東京駅のすぐ側のイベントスペースで大がかりなPRをすとか、県内の温泉地であっても、今まで連携したことがないようなところの温泉地と連携をした企画とか、または県産食材を使ったメニューを開発して周知を図っていくとか、そうしたものがございます。こうした団体への期待でございますが、まずは今、採択した事業をきっちりやっていただきたい。それによって、消費喚起、需要拡大を図っていただきたいと思っております。もう一つは、今回新たに団体・地域間連携を始めるところについては、それを継続してやっていっていただきたいし、また、新たな連携ができると今回認識していただいたと思いますので、県内経済の活性化に向けて、いろいろなことを連携してやっていっていただければと思っております。

大久保副委員長 地域間での連携や業界を横断したやり方でとてもいい事業になると思いますが、期間がタイトで、周知徹底もされていない気がします。業界も非常に厳しい状況で危機感を持っていますので、採択を受けて予算が満額使えるように、団体・業界の状況をしっかり聞いた上で、できる限り対応すると課長もおっしゃっていましたので、いろいろな相談があったら、県、業界、我々が一丸となってとにかくできることをやるという気概が必要だと思います。ぜひ、気概を持ってやっていただきたいですが、いかがでしょうか。

若月成長産業推進課長 今後も団体、業界、また、地域の声を可能な限り聞いていきたいと思っております。何よりもコロナで落ち込んだ経済を回復させるという、その1点で業界団体も我々も目指すところは一緒ですから、一緒に手を携えてやっていきたいと思っております。

(やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン事業費について)

山田(七)委員 前回の9月補正で承認されたキャッシュレス決済のキャンペーンが12月1日から始まりました。前回の委員会で、波及効果をどのように広げていくかという質問をしたところ、キャッシュレス決済の導入をしっかりと図って、1件でも多くの飲食店がキャンペーンに参加できるようにしていくと答弁がございました。私も無尽などで御飯を食べに行ったときに、飲食店の方に県がこういうキャッシュレスキャンペーンをやるけれど、このお店はやっているのかって話をして、やっていない所には、ぜひキャッシュレス決済を導入して、このキャンペーンに加わってくれという話をさせていただきました。前回の委員会以降、県ではこれまでどういう取り組みをしてきて、また、どのくらい促進が図られたのか、お伺いします。

山岸産業政策課長 キャッシュレス決済の導入促進についての取り組みですが、なるべく多くの店舗に

御参加いただくために、まず全てのグリーン・ゾーンの認証の飲食店に参加を促す文書を出させていただいております。また、新聞やSNSを通じまして、この事業の周知を図っているところでございます。11月に県内6カ所で事業者、利用者に向けて、Pay Payの導入方法について説明会を実施いたしまして、それ以外にもコールセンターを設置いたしまして、事業者の新規参加を後押ししているところでございます。どれぐらいの促進という点につきましては、参考数値ですが、県内飲食店における1カ月当たりのPay Payの新規導入数を、キャンペーンの周知前の月と比較いたしますと、5倍近く伸びているというところがございますので、これらの取り組みについて一定の効果があつたと考えております。

山田（七）委員 飲食店に関しては、かなりPay Payを導入していただいて、促進が図られたということで、いいことだと思っております。また、この効果をしっかりと波及させるためには、各市町村がキャンペーンを同時開催する中で、より一層の効果の波及を目指していくという話もありましたが、聞くところによると、同時開催する市町村が少ないということで、県は、同時開催について市町村にどのように協力を求めてきたのか。また、同時開催する市町村が少ないために効果が限定的になってしまう恐れがありますが、県はどのように考えていますか。

山岸産業政策課長 県と同時にキャッシュレス決済によるキャンペーンを実施していますのは、委員の御指摘のとおり、現状、上野原市のみとなっております。2月、3月に合同で実施する中央市、市川三郷町は、当初は同じ時期という話もありましたが、逆に県の実施時期とずらすことによって、消費喚起の効果をできるだけ長い期間持続させるという考えであると聞いております。市町村に対して、県がこのキャンペーンを実施することの情報提供などを行うとともに、各市町村の考え方などの聞き取りを行ってまいったところがございます。実際に、約6割の市町村につきましては、プレミアム商品券の実施を現在やっているということで、その商品券があるからキャッシュレスは今回はやらないという御意見もいただいたところでございますが、市町村だと小売店なども対象になっておりますので、そういった手法やターゲットが異なるさまざまな消費喚起策が県内で展開されることによりまして、県内経済の活性化につながる効果を生み出していると考えております。引き続き市町村と連携を図りながら、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

山田（七）委員 前回の委員会での質問の中で、キャッシュレスが飲食店以外の方々にどのように経済波及効果をもたらすかということに関して、飲食店でPay Payを使って、戻ってきた20%のポイントをほかの業種の方に使えるということで、幅広い波及効果を狙ったということは理解できますが、1月31日でキャッシュレスが終わって、2月から食事券という形になってきますが、食事券の場合はポイントの還元がないですが、キャッシュレスと食事券を続けてやる効果の違いと、食事券を発行することによって、飲食店以外の所にどのような経済効果を期待しているのかを教えてください。

山岸産業政策課長 共通での効果になりますが、飲食店が活性化することで、生産者、食材や機器の卸し、その他、清掃やリースなどさまざまありますが、関連産業の需要の喚起にもつながっていくと考えております。食事券につきましては、確かにキャッシュレスと違ってポイントを使うことはできませんが、1万円分の券を8,000円で御購入いただくので、2,000円分の余裕のあるお金が出てきますので、そちらをその他の消費活動にぜひお使いいただきたいと思います。こうしたことで、ほかの業種にも波及効果が及ぶのではないかと考えております。

山田（七）委員 キャッシュレスにしても食事券にしても、飲食店を含めてコロナで疲弊している業界がしっかりと波及効果を得られるように、また、消費者も割安な食事ができるということで、消費喚起につながっていくことを非常に期待しています。現在、デルタ株がある程度終息してきて、年末年始、また、年度末に向けて経済を回していこうという流れの中で、大久保委員からも話が出たように、オミクロン株が出てきました。ことしの8月にお盆を控えて、消費の拡大で飲食店が盛り上がっていきこうとしたときに、急遽休業要請、これは国の緊急事態宣言の中で本県がまん延防止の重点地域になってしまったので、いたし方ないですが、そういった仕入れをした中で、急に休業要請が来て、ものすごく混乱しました。そういった中で、感染者数等による休業要請というものがある程度、前もって示していくことによって、混乱を防ぐことも私は大事だと思っていますので、県独自のラインでも構わないので、そういったラインを決めた中で、8月のような混乱が起きないように期待を申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

大久保副委員長 今、山田委員が言われたように、部局が違いますが、例えばこの無尽でお助けキャンペーンのチラシを見ると、飲食店無尽会キャンペーン事務局とあって、これはPay Pay支払い不可となっています。せっかくいい事業をやっているのに、部局横断的でないというか、相談窓口にしても、こちらは無尽でお助けキャンペーン事務局で、事務局に聞いてもまだはっきり答えられない部分もあって、私も整理しないとわからないです。グリーン・ゾーンにしてもそうですが、せっかく県がこういう消費喚起策をやっていたのであれば、問い合わせがあった場合に飲食店や利用者に対して簡潔に答えられるよう、しっかり責任を持ってワンストップで県民、事業者の皆さんに説明するような一元的な窓口の設置について、いかがでしょうか。

鷹野委員長 無尽でお助けキャンペーンは観光文化部になりますので、観光文化部以外の関連する部分で、整理して答弁をお願いいたします。

山岸産業政策課長 御指摘のとおり、現在、産業労働部でPay Payのキャンペーンをやっておりますが、同時に観光文化部では、無尽でお助けキャンペーンを実施しているところがございます。コールセンターをそれぞれの事業で設置し、使い方などの御説明をしているところですが、窓口の一本化はそれぞれで委託を出している関係もございまして難しい点もございますが、県にお問い合わせをいただいたときには、それぞれの事業の利点や違いを丁寧に御説明して、有効な活用ができるように努めてまいりたいと考えております。

す。

(山梨県大規模施設等時短協力金事業について)

飯島委員

県のいろいろな助成金・協力金の制度はありがたく思っている人が多いと思います。しかしながら、先ほどからも話が出ていますが、支給がおくれているということで、実際、年末に向かって深刻で、年が越せないという本当に切実な声があります。過日の12月6日の本会議でも山田一功委員の質問で、営業時間の短縮協力要請に応じた飲食店に県から協力金が支給されたけれども、11月末時点での支給実績は申請件数の約40%ということが明らかになったところであります。「申請書類の記録誤りが多いことから事務局体制を強化した、1日も早くお渡しできるように努める」と知事もおっしゃっていますので、県の誠意が伝わってほしいと思うわけでありますが、一方、産業政策課所管で、株式会社JTB甲府支店と1,916万15円で随意契約をした山梨県大規模施設等時短協力金事業があります。ことしの9月17日に契約しています。これは先ほど私が申し上げた休業の営業時短の協力金とは別物ということによろしいでしょうか。

山岸産業政策課長 はい。大規模施設等の時短要請協力金につきましては、別のものがございます。

飯島委員

同じコロナ対策の協力金ですが、どうして一緒にしなかったのか、何か理由があるのでしょうか。

山岸産業政策課長 時短要請の協力金につきましては、飲食店に対する時短と、大規模な集客施設等に対する時短と、要請内容が違ってまいりますので、それぞれの御協力いただいた内容に対して、少しでもスムーズにお支払いすること、また、申請者の方にわかりやすくするためにも、制度は別にして、それぞれ対応をしてきたところがございます。

飯島委員

課長がおっしゃるとおり、飲食店と大規模施設やイベント施設では、毛色が違うというか、感染した場合の原因も違うかと思っておりますので、よくわかりました。
では、山梨県大規模施設等時短協力金事業はJTB甲府支店と契約していますが、現在の支給状況、いわゆる何%か、教えてください。

山岸産業政策課長 現在の申請状況と支給状況でございますが、トータルの数で申し上げますと、申請件数は178件、12月7日現在で交付件数は77件となっております。

飯島委員

数字をいただきましたが、本会議では40%という回答が出ましたが、この件に関しては何%と把握したらいいのでしょうか。

山岸産業政策課長 43.2%でございます。

飯島委員

43.2%ですね。厳しい言い方をすると、とても高いとは言えないですね。確かに、書類の不備等もあるかもしれませんが、随意契約した理由に、膨大な申請を

処理できる体制とノウハウが整っており、本事業を短期間で適切かつ迅速に実施することができることから、株式会社JTB甲府支店と随意契約を締結したとありますが、43.2%という数字を聞くと、この理由にかなっていないと思わざるを得ないですが、いかがでしょうか。

山岸産業政策課長 まず支給率ですけれども、先ほどの飲食店等の協力金とは異なりまして、こちらの大規模集客施設等につきましては、申請受付期間が10月1日からということで、1カ月ほど後になってございます。10月1日から申請いただきまして、11月30日まで受け付けていましたが、申請を開始してすぐに出てきたものではなく、逆にあまり出てこなくて、こちらから該当する店舗などに申請をお願いして、周知を図ってお出しただいているような状況でございます。現在、40%ちょっとという実績ですが、ペースを上げて支給をしておりますので、そこについては、そんなに遅くならず支給ができるのではないかと考えています。随意契約理由にあった株式会社JTBですが、全国でも、こういった大規模施設で蔓延とか緊急事態が起こったときに、それぞれの都道府県で協力金の支給を行っていますが、そういったものをJTBで相当数請け負っております。ノウハウなどもありますので、それも見込みまして、迅速な対応ができるということで、JTBにしたところでございます。

飯島委員 鋭意努力されているとは思いますが、現実の数字はやはり厳しいと思います。ところで、飲食店の支給事業を委託している事業者はどこですか。

山岸産業政策課長 一般社団法人日本旅行業協会山梨県地区委員会でございます。

飯島委員 業種は違いますが、支給という意味では共通する部分もあるかと思いますが、支給事業に関して相互で連携はしないのでしょうか。

山岸産業政策課長 それぞれの委託先団体でそれぞれノウハウを持っておりますので、この事業に関しての相互連携は行っておりません。

飯島委員 やはり書類の不備はおくれている原因の一つだと思います。記者会見するほどのことではないと思いますが、私たちはこういう質疑応答をしているので書類の不備があるということがわかりますが、申請者側からすると、何もコメントがない、理由がわからないまま、書類の不備に気がつかなくて、おくれているという場合もあろうかと思うので、書類の不備があつて大変時間がかかっているという事実をホームページなどで発信する努力もしたほうが県と事業者との良好なコミュニケーションという意味においてもよいと思いますが、どうでしょうか。

山岸産業政策課長 委員の御指摘のとおり、事業者の皆さまは大変厳しい中で協力金の支払いをお待ちいただいているということで、県としても本当に迅速にお支払いをしたいと考えております。申請の誤りにつきましては、審査の段階ですぐに各事業者に御連絡をとらせてい

ただき、説明を行っている状況でございます。また、ホームページなどでの情報発信なども引き続き行ってまいりたいと思っております。

(やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン事業費について)

飯島委員

続きまして、先ほども少し話題になりましたが、9月補正のキャッシュレス決済ポイント還元事業費、4億6,183万円についてお伺いしたいと思います。企画提案募集要項の予算上限額を拝見しますと、ポイント還元費用が4億円、業務委託料が2,651万2,000円とのこと。課別説明書の4億6,183万円は2つを足しても、まだ3,500万ぐらい足りないのですが、この3,531万8,000円はどう考えたらいいでしょうか。

山岸産業政策課長 予算を計上させていただいたときは、キャッシュレス決済を実施するに当たり、いろいろな手法がございますので、決済や周知の方法がどうなっても対応できるように積み上げをしたところがございます。その後、予算を御承認いただきまして、仕様などを整理する中で、必要な予算に絞って委託料の上限額を決めたところがございます。

飯島委員

企画提案審査が10月8日、決定通知も10月8日となっておりますが、選定業者はどこでしょうか。

山岸産業政策課長 キャッシュレス決済の委託業者は、P a y P a yでございます。

飯島委員

実施期間は12月1日から来年1月31日までだと思います。始まったばかりかもしれませんが、軌道に乗ったり、定着したりするには当然時間もかかると思いますし、定着してから効果がどんどん出始めるだろうと思いますが、コロナの感染状況によっては変動の可能性もあるというただし書きもあります。私個人としては、効果という面では1月と言わず、2月末ぐらいまで延ばしたほうが良いと思います。その後、食事券という事業もありますが、その辺についての変動の可能性はどうお考えでしょうか。

山岸産業政策課長 感染状況に応じての変動は、県のCDCとも相談をしながら、状況を見ながら決めていくということですので、現時点ではその可能性があるということになります。

(中国ビジネス展開促進事業費について)

飯島委員

昨年度の当初予算にもありますが、全く同じ案件で、2021年度当初予算に中国ビジネス展開促進事業費があります。昨年度は414万5,000円。今年度が512万9,000円であります。2020年度の当初予算に提案されて、中国グローバルビジネス展開事業として245万3,000円でプロポーザル方式による事業提案がされ、5社が参加する中、株式会社マイツが選定され、事業費245万800円で委託されたと思います。本年度も全く同じ名前の事業で、512万9,000円で提案され、4月1日付で、やはり同じ株式会社マイツと事業費245万800円で随意契約しています。この株式会社マイツと随意契約した理由は何でしょうか。

若月成長産業推進課長 今年度の中国ビジネス展開事業費512万9,000円についてはマイツという会社と契約をしております。随意契約の理由でございますけれども、この事業は令和2年、令和3年、令和4年と3年計画で考えていて、中国に進出する方たちをサポートするためのサポートデスクを置いております。また、商談会を中国のどこかのエリアでするということで、昨年度はサポートデスクに加えて、現地のどういう所だったらこういうことがいよとか、いけるとか、そういう調査をしてもらっています。今年度については、サポートデスクの部分ではありますが、商談会をするための支援を委託しているところです。

随意契約の理由ですけれども、昨年度、プロポーザルを実施いたしまして、5社から提案がございました。その中で、実施の事業計画や候補地の調査などにおいて一番点数が高かったということで、随意契約をしております。3年計画ですので、前年のことをわからなければいけないので、そうしたことも含めて今年度随意契約をさせていただいているところでございます。

飯島委員 中国の10カ所に拠点があり、ノウハウもあるという随意契約理由がありますが、2年続けてマイツということで、そのクレジット、メリットもあったのだらうと思いますが、改めて2020年度のマイツの主な事業実績をお伺いしたいと思います。

若月成長産業推進課長 昨年度の事業の実績ですが、1つは現地の調査ということで、我々のほうからこうした地域の調査をお願いしますと依頼しました。北京、上海周辺、四川省等の調査を、特に成長分野について地域の状況を報告いただいているところでございます。もう一つの委託の内容として、サポートデスクがございましたが、こちらについてはコロナの影響で渡航が全くできない状況で、経済状況も非常に冷え込んで外に出ていく雰囲気ではなかったため、年間で相談件数が7件と非常に厳しい状況でございました。今年度はもう少し改善しておりますが、こうした事業をやっていただいております。

飯島委員 2020年度と2021年度で同じ事業をやって、同じマイツさんと契約をしているとのことですが、2020年度が初年度で、仕様書を読むと、令和3年度に予定している本県の医療機器及び水素燃料電池関連企業を中心とした商談会を開催するに当たりと事業内容にあります。2020年度は平成2年ですから、翌年の3年に予定していることの準備をやるという中で、業務委託の内容に、現地企業の情報の収集、現地政府・企業との商談会の実施に向けた交渉調整等という項目がありますが、契約を見ると、2020年度の前算は414万5,000円で、契約額が245万800円。2021年度は前算額が512万9,000円で契約額が245万800円。2020年度と2021年度が1円も変わらず同額です。先ほど申し上げましたように、平成2年度、2020年度は翌年に向けての企業調査や現地調査の情報収集などを当然やるべきだと思いますが、2年度はそれを反映する形でやると思うので、こういう作業は必要ないと思います。

鷹野委員長 飯島委員に申し上げます。質問は整理して簡潔にお願いいたします。

飯島委員 同じ金額の契約ということに、正直、違和感を覚えますが、どう思われますか。

鷹野委員長 飯島委員、先ほど平成と言ったのは令和でいいですか。

飯島委員 だから、最初は2020年度です。それに関しては、翌年に中国でこういうことがあるから調査依頼するという業務委託があって、それが245万800円で契約している。翌年は実施の年です。同じく245万800円で契約している。当然、準備の1年間と実施の1年間は委託する内容は違うと思います。でも、同じ金額で契約されていることに違和感があるので、それをお伺いしたいということです。

若月成長産業推進課長 令和2年度、昨年度について245万円ということで、候補地の企業への交渉調査業務に36万円。事前に現地に調査、交渉に我々県職員も行くつもりでしたので、そうした経費が99万円。また、相談業務等で48万円。その他、事務費になっております。今年度は、商談会の開催ということで先方との連絡調整に170万円。我々県職員が行くためのコーディネート経費で24万7,000円。あとは相談業務等で11万8,000円。また、今年度については中国実務セミナー運営10万円というものが入っております。金額は同じですが、特段それについてなぜだということは全く思っておりません。

飯島委員 たまたま同じ金額になったということだと思います。ただ、事業内容も違うし、同じ業者で同じ案件で、やってもらう仕事は違うのに全く同じ金額ということが目についたものですから、質問させてもらいました。それで、2020年度、2021年度のそれぞれの予算額から契約金額を引くと残がありますが、それはどういう処理をしたのでしょうか。2020年度は予算が414万5,000円、契約は先ほどから申し上げているように245万800円。2021年度は予算が512万9,000円、同じく契約金額は245万800円。それぞれ残があります。

若月成長産業推進課長 申しわけありません。私の説明が足りなかったですが、予算の中で、マイツという会社に245万円余りの委託をする部分と、我々県職員が実際に渡航する経費や事前協議の経費などの直接かかる経費と、そうしたものが幾つかございますので、残がどのくらいという数字が手元にないですが、昨年度については中国に渡航ができなかったもので、その分は執行残として残させていただいているところでございます。

飯島委員 令和3年12月、今から来年の1月を予定して商談会が行われる予定だったと思いますが、これは既に終わったのでしょうか。やっている最中ですか。

若月成長産業推進課長 この事業は先ほど3年間でやっていくという説明をさせていただきました。一

方で、コロナで渡航ができない、また、中国も人を受け入れないという状況が続いております。中国展開をしていくことは県としても必要なことでありますので、方法を変えて、今年度はオンラインでやらせていただくということで、12月から1月にビジネスマッチングをしていく予定でございます。これはまだ終わっておりません。今からでございます。

(やまなし地域産業活性化プロジェクト支援事業費補助金について)

飯島委員 次に、先ほど大久保委員からも質問がありました、やまなし地域産業活性化プロジェクト支援事業費補助金1億1,000万円の事業経費の内訳をお願いします。

若月成長産業推進課長 予算額は1億1,000万円で、このうち補助金については1億500万円です。事務費について500万円としているところでございます。

飯島委員 これは株式会社エイチ・アイ・エスに委託していると承知していますが、契約手法は入札、随意契約、プロポーザルといろいろありますが、どれでしょうか。

若月成長産業推進課長 10月にプロポーザルをしたところでございます。現在契約をしているのはエイチ・アイ・エス株式会社で、1社だけの応募となっております。

飯島委員 この事業は、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ県内経済の反転攻勢を図るために、商工団体等が行う新たな消費喚起の取り組みに対して助成するとありますが、私の感覚ですが、エイチ・アイ・エスは旅行会社で、この事業内容と旅行会社の整合性・合理性が見当たらないですが、教えてください。

若月成長産業推進課長 事業内容については、コロナで落ち込んだ県内経済の反転攻勢を図るために、県内の事業者団体が行う取り組みに対して助成をするものでございます。実際の事業のスキームといたしますと、県が申請書を受け付けて審査をして補助金を出すという事務をエイチ・アイ・エス株式会社に委託したということになります。厳密に申し上げますと、県内の事業者団体に対して資金を出しているのはエイチ・アイ・エスということになります。そこに対しても我々は事務費を出すということでございます。

(県産酒産地プロモーション事業費について)

飯島委員 いろんな企業のいわゆる多角経営というか、戦略があろうかと思えます。

次に、同じくエイチ・アイ・エスがプロポーザル方式で受託した県産酒産地プロモーション事業がありますが、これは中国の大連で商談会を開催するというところで、仕様書においても第11回大連日本商品展覧会への出展、大連市内の料飲店におけるメーカーズディナー開催と、いろいろありますが、コロナ禍でこれが実施できず、リモートでやられたと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

三科産業振興課長 大連の展覧会につきましては、残念ながら中止が決定されましたので、こちらは不

執行になります。メーカーズディナーにつきましては、ただいまやり方を検討しているところであります。

飯島委員 県産酒産地プロモーション事業の予算額は210万円何がしで、大連市の商談を開催ということでことしの当初予算でついています。8月18日に契約をしましたが、それがかなわずリモートでということで、解釈としてはよろしいですか。

三科産業振興課長 先ほど申しあげましたとおり、展覧会自体が中止になりましたので、リモートもできませんでした。

飯島委員 コロナ禍でいかんともしがたいですが、当初予算が210万何がしついているわけです。コロナ禍でその内容ができなかったことについての内部での変更や、新たな契約をするときに、内容が変わることになるわけですが、それはどういう手続をするのですか。

三科産業振興課長 今からメーカーズディナーもありますので、まだ確約的なことは申しあげられませんが、かからなかった費用があれば当然変更契約を考えております。

飯島委員 そうすると、課別説明書に書いてある内容がコロナ禍で変わったら、何らかの説明をしていただけるということでもいいですか。

三科産業振興課長 また改めて説明をさせていただきます。

飯島委員 コロナ禍でいろいろな事業が想定外になる現状ですが、最初に決めた基本があるので、それを変更することは間違いではなく、すぐにやらないといけないと思いますが、きちんとそれは順序立ててやっていただかないと、こちらも混乱しますし、議会との関係もよくないと思いますので、やっていただければと思います。

主な質疑等 企業局関係

※第122号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件

鷹野委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。この際、申し上げます。本日の委員会における企業局の審査の際、山田一功委員から質問のありました水利使用の許可期間について、執行部から答弁いたしたい旨の申し出がありましたので、これを受けることといたします。

功刀電気課長 企業局関係の議案第122号、山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正す

る条例の審査におきまして、山田一功議員からの質疑に対する答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたく、お願いいたします。

今回の水利使用期間を30年と答弁いたしましたが、正しくは20年になります。また、従来30年とされていた許可期間が10年になったと答弁しましたが、現行の河川法関係法令では原則20年に改正されております。

鷹野委員長 執行部からの説明が終わりました。ただいまの説明の御不明な点について、質問はありませんか。

以上で質疑を打ち切ります。功刀課長はここで退席となります

主な質疑等 観光文化部関係

※第123号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(無尽でお助けキャンペーン事業費について)

山田(七)委員 観の2ページ、無尽でお助けキャンペーン事業費についてお伺いいたします。まず、このキャンペーンの具体的な内容を教えていただきたいと思えます。

三井観光振興課長 これは無尽等の2人以上の会合をするに当たりまして、実際の支払いの部分に25%の上乗せをさせていただき、実質割引という考え方でいきますと20%の割引で補助をするものでございます。

山田(七)委員 25%の割引で実質20%という意味がわからないので、もう少し詳しく教えていただけますか。

三井観光振興課長 具体的な事例を申し上げますと、1万円で飲食をする場合に、通常20%割引といえますと8,000円になりますけれども、無尽の場合は上乗せという形をとりますので、8,000円で支払った場合に、1万円の食事を提供する場合には25%の上乗せが必要ということになってまいります。

山田(七)委員 すみません。理解できました。

昨年度、無尽でお助け目指せみんなで100億円キャンペーンという全く似たようなキャンペーンを行いました。実績と飲食店に波及した効果を教えてください。

三井観光振興課長 昨年度につきましては、2月補正で約4億円以上の減額をさせていただいたわけですが、実績といたしましては、約2,000万円の上乗せをさせていただきました。効果

といたしましては、約2億3,000万円の効果がありました。

山田（七）委員 昨年、このキャンペーンに5億円という予算をかけたにもかかわらず、4億2,770万円が減額補正という形になっています。その辺の課題について、どうお考えですか。

三井観光振興課長 やはり、コロナの蔓延が長期化して、なかなか無尽等の会合を開くことが難しかったことが一つの大きな原因だと思っておりますが、もう一つは、申請の手続が複雑な部分があり、わかりづらいという御指摘をいただきました。今回、そういった声を受けまして、これまでインターネットを通じてのみの受付でしたが、電話でもできるように改善をしたところでございます。

山田（七）委員 幅広く利用されて、しっかりと飲食店に経済波及効果が及ぶように、去年のキャンペーンの課題をしっかりと検証して、今回に結びつけているということで、理解しています。12月1日からキャッシュレス決済還元を産業労働部で行っています。これと時期を同じくしてやっているわけですが、先ほど大久保委員が見せたチラシの中で、キャッシュレス決済との併用はできませんという話がありました。私はキャッシュレス決済と今回の無尽でお助けを一緒にやることによって、利用の促進が図られると思いますが、あえてこれを分けた理由は何でしょうか。

三井観光振興課長 まず、Pay Payにつきましては、導入するに当たり、システム等の導入が必要となります。現在、グリーン・ゾーン認証の飲食店は約5,000店舗ございますけれども、その約半数がPay Payを導入されているところでございます。残りの半数につきましては、無尽を使って、同じような効果を各飲食店に提供させていただくということで、この制度の補完として25%の上乗せということで実施させていただいております。

山田（七）委員 利用期間が1月31日までで、年末年始の忘年会・新年会で喚起させようということだと思いますが、2月、3月にも、年度末、年度初めの歓送迎会などさまざまな会が催されるとと思いますが、1月31日で切った理由は何でしょうか。

三井観光振興課長 これはPay Payを補完する形で実施をさせていただいておりますので、Pay Payの終了に合わせて1月末で終了とさせていただいております。その後の喚起策でございますが、Pay Payが終わった後にクーポン等があると聞いておりますので、そういったところで支援をしていくことになると思っております。

山田（七）委員 コロナの影響で、特に飲食店は本当に疲弊しています。飲食店ばかりではないですが、飲食店が盛り上がることによって、その関連企業、関連事業所が元気を取り戻していくことになりますので、ぜひこのキャンペーンが前回のような失敗とならないために、効果的に事業を執行していただきたいと思いますが、その辺をどのようにお考えでしょうか。

三井観光振興課長 今回、この事業を実施するに当たりまして、グリーン・ゾーンの店舗には全て個別に通知をさせていただいております。さらに、11月中には新聞での全面広告、また、ユーチューブやSNS等での発信等をし、全世帯に情報が届くようにしているところでございます。

(アーティスト活動再開支援事業費補助金について)

臼井委員 観4ページのアーティスト活動再開支援事業費補助金について質問をさせていただきます。この事業は今回の議会でこの事業が承認をされた場合ということを前提に、既に県のホームページで案内が出されていると思いますが、本年度が残り少ないことを考えると非常にタイトなスケジュールだと思うので、これはこれで適切だったのではないかと考えておりますが、ホームページ等を見させていただきますと、舞台公演や作品展示などをするための県内施設の利用料を補助するということですが、いつからいつまでの講演や展示を対象にするのか教えてください。また、来年度の活動も、例えば繰越などで補助対象になり得るのか。まず、この点をお伺いさせていただきたいと思っております。

河野文化振興・文化財課長 まず、事業期間は令和4年の1月5日から令和4年の2月28日までとさせていただきます。この事業は国の新型コロナ地方創生臨時交付金が財源となっているため、本年度中に事業の支出まで完了しておく必要がございます。利用者の実績報告書の提出期限や支払い事務に要する期間等を考慮しまして、この事業期間を設定させていただきます。また、交付金の制度上、次年度への繰越はできないものでございます。

臼井委員 国のお金が原資ということで、来年度には繰り越せないということで承知しました。そうであるならば、今回の事業をできる限り多くの方々にとできるだけ早く知っていただくことが必要だと思いますし、私たちも周知に対して協力していきたいと思っておりますが、もう少し内容をお伺いさせていただきたいと思っております。補助先が文化芸術活動となりわいとする個人や団体、あるいは教養技能の教授業や指定無形民俗文化財等の保護、継承を行う個人または団体とあります。この点について、もう少し具体例を挙げて内容を教えていただければと思います。

河野文化振興・文化財課長 まず補助対象となる個人または団体でございますが、個人の場合は県内出身者または県内に居住したことがある人を対象とし、団体の場合には代表者が県内出身者または事務所等の住所が県内である団体を対象としております。いずれも新型コロナウイルスが感染拡大する前の平成30年度以降で2回以上の不特定多数の観客に舞台公演や作品展示会を主催した実績があることが必要で、いわゆる業としていることを一つの定義にしております。文化芸術活動を業とするとは、今申し上げたように、2回以上の講演や展示会を主催する際に、有料で行った実績があることが必要であることのほか、団体におきましては、文化芸術活動に直接携わることを目的とすることが定款などで明らかになっているものを対象としてございます。教養技能の教授業につきましては、一般に稽古ごとや習い事などを行う教室と呼ばれる事業を行うことであり、例えばピアノ

や三味線などの音楽教室、書道、華道、茶道や絵画などの教室、バレエやダンス教室などを想定してございます。最後に、指定無形民俗文化財等の保護、継承を行うことについてでございますが、国、県及び市町村の指定または登録を受けている無形文化財や無形民俗文化財の保護、継承を行っている個人または団体を対象としております。こちらは文化芸術活動の中でも特に世代を超えて継承されてきた伝統芸能など、支援の必要性が高いと考えておりまして、こちらを対象としているものでございます。

臼井委員 今回の施設の使用料の補助に関しては、活動を行われるアーティストにとっては、大変ありがたい、非常に有効な支援だと感じています。ただ、講演や展示を行うには、ある程度の準備期間が必要になると思っておりまして、急にさあ、どうぞというわけにはいかないと感じているところでもあります。今回は本当に事業期間が短く、非常にスケジュールがタイトですけれども、ぜひ県にはそういったことをカバーできるような、事業が成果を上げられるようなサポート、御努力をしていただきたいと思っています。そして、多くの県内アーティストにこの事業を利用してもらえるように、今後どのように取り組んでいくのか、最後にお伺いしたいと思います。

河野文化振興・文化財課長 まず、臼井委員を初め、複数の議員の方々に関心を持っていただきまして、周知等に御協力をいただいておりますことを心から感謝を申し上げます。県としてどのように利用をふやしていくか、あるいは利用を促進していくかということでございますが、短い期間で多くのアーティストの方に御利用いただけるように、テレビやラジオなどさまざまな媒体を活用して、効果的に周知を行っていくことが重要だと考えております。このため、こうしたノウハウを持つ民間事業者に申請から交付に至る手続と広報について業務委託を行うとともに、県のホームページでの告知やYCC県民文化ホールでのチラシの配布などをお願いしており、周知に努めているところでございます。また、申請等の事務手続は、原則電子化とし、さらにこの補助制度にかかるQ&Aを公開するなど事業を利用しやすい環境を整えて、多くの方に御利用いただけるように努めてまいります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(県民限定やまなしグリーン・ゾーン宿泊割り事業費について)

大久保副委員長 県民割について、非常に使い勝手が悪いということで、山梨県が予算を盛った割には利用率が低かったと前回の委員会でも質問をさせていただきましたが、国の制度設計の

変更もあり、長野県や静岡県など近県に広げていただいて、期待が大きいところではありますが、まず、予算はどのくらい残っているのでしょうか。

小泉観光文化政策課長 この事業につきましては、4月8日の専決に合わせまして、6月補正でもお認めいただき、現在31億円ほどの予算となっております。このうち約10万人に御利用いただいていることから、金額としましては7億円から8億円くらいの利用があると今のところ見込まれております。

大久保副委員長 31億円の予算で、7億円から8億円が見込まれているということは、残りは7億円、8億円ということでしょうか。

小泉観光文化政策課長 いえ。使ったお金でございます。

大久保副委員長 使ったお金ですね。では、まだ結構残っていますね。知事も積極的に国に働きかけていただいて長野県・静岡県に広がったと思いますが、例えば北陸や埼玉県など、東京都はともあれ神奈川県など、そこら辺の県との見通しはいかがでしょうか。

小泉観光文化政策課長 本県が隣接している都県が全部で5つございます。そのうちの2つ、長野県と静岡県につきましては、先日12月6日に報告させていただきまして、この10日より双方のやりとりができたということで、両県民の方々には山梨県の宿泊施設を御利用いただけることになっております。委員の御質問の埼玉県等につきましては、今、調整をしておりますので、両県の調整が済みましたところで、また御報告ができればと思っております。

大久保副委員長 新GOTトラベルが始まるまでの救済策と承知しておりますが、幾つか要件があって、例えば山梨県から長野県や静岡県の宿を直接予約することという要件があります。直接電話する方法もあれば、インターネットでする方法もあれば、エージェン트経由で手配するケースも旅行の大原則としてあります。エージェントではなく、直接予約に限定したのはどういう意図でしょうか。

小泉観光文化政策課長 今回の事業は、委員の御指摘のとおり、宿に直接連絡することになっておりまして、いわゆるOTAといわれるオンライン・トラベル・エージェントの御利用はいただけない形になっております。今回の事業につきましては、ワクチン検査パッケージを利用いただいた上での利用ということになりますので、OTAを利用したときに、ワクチン接種済み、PCR検査で陰性であるという判断ができないので、減額の措置がとれないこともございまして、システムの開発に時間がかかっているとの御連絡をいただいております。まずはできるところから始めようということで、今回は直接御予約いただく形で連携をとらせていただいたところでございます。

大久保副委員長 ある程度は理解できますが、例えば旅行に行こうというときに、よくわからないから、

大体1万5,000円で泊まれる所はありますかってエージェントに頼むケースが非常に多いんですよ。山梨県旅行業協会の会員であるエージェントに聞いても大変厳しいという状況で、今は直接ということですが、そもそも旅行と言うのは、直接予約もあれば、長野県かどこかで1万5,000円ぐらいでこういうものを食べたいってプロの旅行者であるエージェントにお願いすることもあるし、そういうものです。エージェントも大変で、補助が何もないので、そこら辺はいかがでしょうか。

小泉観光文化政策課長 おっしゃるとおりでございます。旅行をしようと思えば、まずはプロに聞くことが当然のことでございますので、他県との連携の中で、それぞれに事業者の登録をしなければならないところがネックになっており、調整に時間がかかっておりますけれども、何らかの形でその辺の問題を解決して、エージェントも御利用いただけるような形で御報告できればと検討しているところでございます。

大久保副委員長 前向きに門戸を開いていただいて、そこら辺は期待をしているところであります。もう1点、利用の要件で、ワクチン接種済み証明またはPCR検査結果等の陰性を証明することのことですが、何かフォーマットがあるのでしょうか。例えば、2回受けたシールを見せるだけでいいのか。何かこの証明に関する決め事はあるのでしょうか。

小泉観光文化政策課長 今回の国の事業の要綱をよく読みましても、こういう形で証明をとっておくことという決まりはございませんので、宿に入っただけとときに、ワクチン接種証明であれば御自身の接種証明書の写真を撮ってスマートフォン等に入れていただいたものをお見せいただく、またはPCR検査につきましては、3日以内の陰性証明書をそのまま御提示いただくことで、宿で確認ができれば、割引が使えるという形になっておりますが、見せた、見せないということが後々起きないように、これは山梨県としての取り組みでございますけれども、きちんと確認しましたというチェック欄を設けて、後日精算のときに事務局へ御提出いただけないかということで調整をしているところでございます。

大久保副委員長 トラブルのないように、旅館も来年4月から返済しなければならないなど資金繰りが大変なので、即効性のある取り組みで利益を上げていく必要があります。23億円から24億円の予算が残っているわけですから、ぜひ早く枠組みを決めて、周知を徹底していただいて、即効性のある事業にしていきたいですが、最後に、そこら辺はいかがでしょうか。

小泉観光文化政策課長 委員の御指摘のとおり、今回の事業につきましては、せっかくお認めいただいた予算がまだ完全に消化できていない状況でございます。本県人口は80万人で、旅行できる人間が少なかったですが、今回、制度が弾力的に運用可能となりましたので、静岡県民、長野県民の皆さまにも積極的に御利用いただけるよう、事業のPRに努め、県内に多くのお客様が来ていただける取り組みを進めてまいりたいと思っております。

(やまなし冬のプレミアム観光PR業務について)

飯島委員 去る11月16日付で、やまなし冬のプレミアム観光PR業務公募型プロポーザル方式の企画提案募集要項が出ました。仕様書が観光振興課の名前が出ていますが、予算上限額が1,980万円とうたっていますが、課別説明書のどこに出ているかがわからなくて、まずそれを御説明いただきたいと思います。

三井観光振興課長 このPR業務につきましては、9月の課別説明書で申し上げますと、やまなし美食ブランド創造事業とやまなし冬のプレミアムツアー推進事業と冬のやまなし魅力創出事業の3つの事業で構成された、やまなし冬のプレミアム観光推進事業のPR業務としての予算ということにさせていただいているものでございます。

飯島委員 今、御説明いただいた3つの事業を足すと、この1,980万円になりますか。

三井観光振興課長 課別説明書には、それぞれPRということで予算は抜き出してはございません。今申し上げましたとおり、こちらの3つの事業で構成されました、やまなし冬のプレミアム観光推進事業ということで、その予算を使わせていただいているところでございます。

飯島委員 1,980万円の上限額の仕様書を読むと、落ち込む冬の観光を底上げすることを目的とし、業務内容は、キャッチフレーズを使用してSNSや雑誌・テレビのメディアミックス等効果的なPR手法により、山梨で過ごす冬の魅力、ほかではできない特別な体験などプレミアム感のある冬の山梨観光を強くイメージさせて、誘客につなげるPRを行うということです。つまり、PRという役務の提供をしてもらうということですよね。また、本事業で撮影した画像や動画などが納品されて県も独自に加工できるということです。私の理解だと、PRをするための動画や画像も業者に選定してつくってもらって、その媒体を使って大々的にPRをしようと想定できますが、課別説明書の冬のプレミアムツアーのところを読むと、観の3ページのやまなし冬のプレミアムツアー推進事業費は、グリーン・ゾーン認定施設の利用や本県ならではの体験プランの提供等、認定基準を満たす冬の旅行商品の造成・販売等に対し助成するとあります。PR事業とは違いますよね。申しわけないですけど理解できません。冬の旅行商品の造成・販売等に対し助成することとPR事業は違いませんか。

三井観光振興課長 委員の御指摘のプレミアムツアーでございますが、課別説明書につきましては、事業の概要を掲載させていただいているところでございます。事業を行うに当たりましては、プレミアムツアーの助成だけではなく、こういったものをどのようにPRしていくかということで、この予算の中に宣伝広告費というPR費等も含めさせていただいているところでございます。

飯島委員 そうすると、おっしゃった3つの事業を足した、造成・販売に対して助成するという金額の中に、このPR事業の1,980万円が分散しているということですか。

三井観光振興課長 そのとおりでございます。

飯島委員 実際はそうかもしれませんが、それは、はっきり言って不親切だと思います。PR事業と言っているのに、課別説明書にはPRという文言が何もない。どう思いますか。

三井観光振興課長 委員の御指摘のとおりだと思います。今後は委員の御指摘等を受けまして、表現の改善をしていきたいと考えております。

飯島委員 委員会は、課別説明書で説明していただいて、内容を審議しています。一方で、課別説明書の内容が仕様書に反映されていないとなると、おかしいことになります。課長がおっしゃってくれましたが、今後どのようにするか、大事な問題だと思います。可能であれば、PRという文言を入れたものをこの1,980万円の根拠だと示していただかないと私だけの問題ではないので、それをお願いしたいと思います。

鷹野委員長 飯島委員に申し上げます。先ほど、観光振興課長から、今後は改善したものを出していくということでございますので、今後の課別説明書については適切に出していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

飯島委員 ありがとうございます。よろしく願いします。
それで、12月3日に業者選定が行われて、6日には通知をしているということですが、選定業者はどちらですか。

三井観光振興課長 株式会社読売広告社に通知をいたしました。

飯島委員 PRの想定時期がことしの12月から来年の2月28日までとのことで、今12月10日ですが、PRは実際にやられているのか。進捗状況はどうでしょうか。

三井観光振興課長 今、契約が終了したばかりでございますので、早急にPRのほうに入れるように、業者と準備を進めているところでございます。

(飲食店等多言語対応環境整備事業費について)

飯島委員 所管の委員会としては、とても興味があるし、見る必要性もあると思いますので、この媒体を見ればいか連絡をしていただきたいと思いますのでお願いします。

次に移ります。ことしの6月補正で、観の4ページ、飲食店等多言語対応環境整備事業費6,413万円が計上されています。これは外国からの観光客を見据え、あるいは山梨県に住んでいる外国の方を意識して、メニューに多言語を入れたものを作成するという事業内容だと思いますが、県内飲食店等2,000店舗の言語メニューを作成とありますが、2,000店の選択、この数字はどうやって出てきたのですか。

三井観光振興課長 確認をさせていただきたいのですが、前年度の事業ということですか。今年度の6月

補正ということでしょうか。

飯島委員 2020年度の6月補正の6,413万円です。

鷹野委員長 飯島委員に申し上げます。前年の内容になりますので。

飯島委員 でも、所管ですよ。年度は関係ないのではないですか。

鷹野委員長 課長が答弁いただけるのであれば、可能な範囲でお願いしたいと思います。

三井観光振興課長 現在、本県には大体5,000件近い飲食店がございます。その中で、インバウンドへの対応で多言語化をするということで、半数ぐらいの利用を見込んで2,000店舗分の予算化をしたところでございます。

飯島委員 やり方はいろいろあると思いますので、そこはお考えがあったかと思いますが、2,000件に絞るまでのプロセスについてですが、まず、これは店舗の負担はなしでよろしいでしょうか。店舗の負担がないのであれば、店舗としてはつくってほしいと思うのが普通だと思いますが、2,000件に限定されると、はじかれた店からの苦情になるのが心配です。その辺は心配ないですか。

鷹野委員長 所管ではありますが、年度が一昨年のものでありますので、原則的に今年度部分の審議ということをお願いしたいと思います。三井課長のほうで答えられる範囲でお願いしたいと思いますけれども、よろしいですか。

三井観光振興課長 はい。この事業の進め方でございますが、委託に出させていただきます、委託業者が積極的に飲食店を回らせていただき、希望があった飲食店に、無料でメニューをつくらせていただいたところでございます。

飯島委員 委員長から再三指摘があり、確かに2020年度の6月補正ですが、きょうまで生きている問題で、今後もこういう環境の中で、つくってよかったとか、そういう検証を県としてすると思うので、もちろん可能な範囲で回答いただきたいと思います。質問を続けさせていただきます。

1店舗当たり10件程度のメニューを多言語化して、一部ラミネート加工して、データと合わせて飲食店等へ納品ということで、実は私はこのラミネートを持っています。これです。素晴らしいと思います。店舗もとても喜ぶと思います。店舗によって枚数も異なると思いますが、6,413万円の予算がついていますが、このラミネート1枚当たり幾らという換算をしたらいいのでしょうか。

三井観光振興課長 幾らという単価になりますと、大変申しわけありませんが、今、具体的な数字を申し上げられないのですが、全体で2,000件ということで、メニューの制作費といたしま

しては、3,600万円ほどを使っております。割り戻しますと、おおむねの金額が出てくるかと考えております。

鷹野委員長 今、実際にやっている事業の内容で、お答えできれば、お願いしたいと思います。

三井観光振興課長 この事業は既に終了しているところでございます。

鷹野委員長 飯島委員に申し上げます。現在進行中の事業ではございませんので、適切な場面の委員会等で、決算であれば決算とか、そういう場面でお聞きいただきたいと思います、いかがですか。

飯島委員 委員長の采配には従いますが、作成する事業は終わったかもしれませんが、現在も使っていて、いろいろなところに波及したり、効果もいろいろなところに影響しているということであれば、私は質問を続けるべきだと思いますが、終わります。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もお継続して調査を要する事件については配布資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を1月25日から27日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

農政産業観光委員長 鷹野 一雄